

イスラムのスカーフ事件

——フランスにおける移民問題

丸 岡 高 弘

【事件の発端】

1989年10月、フランス北部オワーズ県にある人口3万人あまりの小さな町クレイユが突如、全国のメディアの注目を集める。この町の中学で14才から15才の三人の少女が学校側から教室への入室を禁止され、図書館で学習するよう指導されたのである。三人の少女は少し前からイスラムのスカーフを着用して登校していたのだが、数日にわたる校長による保護者説得の努力も効を奏さず、スカーフ着用を続けたためにこのような措置がとられた。フランスでは政教分離の原則から、公立学校では宗教的な象徴を「顕示的な形で」身につけることが禁止されている。学校側の処置はこの原則にのっとったものだった。この一見些細な事件がメディアの注目を浴び、フランスの国論を文字どおり二分し、——それも旧来のように左右という単純な形ではなく、後にみるように左右を横断した複雑な形で二分し、——多くの知識人を動員する大論争の契機となったのは、これが単に人種差別主義的外国人排斥対人権擁護思想という、もちろん重大ではあるがしかし単純な構図に還元できない複雑な問題をはらんでいたからである¹⁾。

イスラムのスカーフが当時のフランスでもっていた象徴的な意味合いは複合的である。もちろんそれは第一に宗教的な記号・信仰の証であり、政教分離の原則が問題にしたのは当然、スカーフのそうした側面であった。しかしスカーフはそれだけではなく政治的な記号としても機能していた。イラン革命があり、アルジェリアでイスラム原理主義者が跳梁し、フランス国内でも原理主義者によるとみられるテロが頻発していた時代に、それを着用した当の女生徒たちの意図とは無関係に、ひとびとがそうした政治的イスラム主義とつながる挑発的な態度をスカーフの着用に感じたであろうことは想像にかたくない。しかし、女生徒たち当人にとってスカーフはなによりも文化的帰属の表明であったと考えるべきであろう。極右政党はフランス人の失業は移民のせいだという敵対的なプロパガンダをしていたが、不況の影響をもっとも深刻なかたちで受けたのは当の移民たちであり、とりわけ移民二世の青年層の失業率は驚異的な

高さだった。将来に展望をもてず、郊外の低所得者住宅に集住し、極右の排外的ディスクール¹の的となった青年層が異国に自分の位置を見いだせず、確立しがたい自己のアイデンティティの根拠をイスラムの伝統に求めようとしたとしても当然である。しかしイスラムのスカーフはさらにもうひとつの意味をもっていた。それはそれがイスラムの女性蔑視的蒙昧主義の象徴的な現れであると解されていたことである。女性のみに課され、女性の身体²の露出に対するこの規制は身体に対するタブーの多くを喪失した近代フランスにとって理解しがたいのみならず、女性の社会との交流を象徴的に禁止する反人権的な容認しがたい規制と感じられたのである。

ところで、言うまでもなく、政教分離は大革命以来の長いカトリック教会との軋轢と対話の歴史の結果、確立された原則である。とりわけ教育における「世俗性」は、フランスにおける近代的な公教育制度の基礎をつくった第三共和制において、義務教育、教育の無償制とならんで共和国の教育制度の三大原則のひとつとして確立されたものであり、それへの侵犯を軽々に見逃すことができるような領域ではなかった。それに依然としてカトリック教会の影響力が大きいフランスにおいてこれは微妙なバランスの上に立っており、慎重な扱いが要求される問題だった。

さらにフランスの初中等教育は公立学校が中心で、それを私学が補完するという体制になっているが、大雑把に言って社会党をはじめとする左翼が宗教性を排除した公教育を推進することを望み、多くがカトリック校である私学は保守政党にその政治的支援者を見いだそうとする傾向がある。実際、1984年の社会党政権による教育制度改革の際、私学の独立性の維持に危機を感じた私学側が大規模な反対運動を展開したが、その時それを支持したのは当時野党であった保守政党であった。従って、イスラムのスカーフという明らかに宗教性を帯びた象徴の学校内での着用は世俗主義的左翼の側からの批判が強く、保守政党はむしろそれに寛容であろうと予想できる。そして実際にこの問題にかんして左翼からの世俗性原則擁護の主張は強力だった。

しかしその一方で保守政党のナショナリズム的傾向とフランス左翼の多文化主義容認の傾向という対立軸も考慮に入れなければならない。自文化中心主義(ethnocentrisme)的思考の批判は第二次大戦後、植民地主義に対する反省とあいまって、左翼的な発想の根幹をなすもののひとつとなっていたし、実際、「相違への権利」という表現は1981年にミッテランが第五共和制初の社会党大統領として当選する際の選挙スローガンのひとつであった。それに対して、たとえば第一次保革共存時代のシラク保守政権は、極右政党「国民戦線」の伸長に脅威を感じ、国民の反移民感情に答えて移民に対する国籍付与を制限的に扱う国籍法改正を企て、異質なものを排除する風潮に迎合する傾向を示していた²⁾。

【事件の反響】

こうした二つの対立軸の複雑な形での交差が、ル・モンドの記者が語る「強硬な世俗主義的教育擁護者が学校におけるイスラム教徒の服装の自由を支持し、伝統的に公立教育に敵対する人々が公立教育の救援にかけつける³⁾」という逆説的な事態を生む。

実際、保守派政治家の第一の反応は公教育における宗教的中立性を最大限に解釈して、スカーフ着用を厳格に禁止せよというものであった。RPR の重鎮でシラク政権時代に内務大臣として移民取り締まり強化をおこなったシャルル・パスクワはこう述べる。

「イスラムのスカーフは弁別的印、差異の印であり、公教育の場でそれを身につけることは正常ではありません。どんな信仰の持ち主でも公教育をうけることはこれまでずっと可能でした。しかし公教育をうけたければ自分の信仰を顕示するような行為をしてはなりません。学校にイスラム教徒がいることに何の問題もありません。しかし公教育が原理主義の温床になることは容認できません⁴⁾。」

パスクワのこの言葉には政教分離についての原則論だけではなく、イスラムへの反感を利用して危機を煽りたて、ロカール社会党政権を揺すぶろうとする意図がみえるのだが、こうした政治的意図から発する誇張的なレトリックがこのいかにも小さな一地方都市の事件を共和国の一大事件にしたてあげてしまったという側面はある。政治家の言葉は常にエスカレートする。UDF の実力者シャルル・ミヨンもこうした現象を放置すると学校が原理主義宣伝の場所となり、そして他の宗教も同じように学校を宗教活動の場とし、その結果、「学校が宗教戦争の舞台となって、バルカン化」という懸念を表明する。さらに極右政党「国民戦線」のブリュノ・メグレは「現在のフランスにおけるイスラムの伸長は国民的アイデンティティにたいする脅威である⁵⁾」と述べる。

しかしその一方で UDF の構成政党のひとつであり、伝統的に RPR の忠実な同伴者である中道政党 CDS はこの問題に関しては他の保守政党とは異なったスタンスをとり、「スカーフ問題が論争の的にはならないことを望む」と述べ「寛容な態度」を示すようアピールをだす⁶⁾。CDS はキリスト教民主党系といえるが、CDS のこのような穏健な態度は数年前からフランス宗教界が政教分離の問題に関して政府にもっと柔軟な取り扱いをもとめ、宗教的信仰の表明にもっと自由度を与えるようにもとめていたことと無関係ではない。この事件に際してフランス司教会議議長デクトレ枢機卿はあらためて政教分離の概念の再検討を求め、さらに個人的にはイスラムのスカーフを着用した女性を町で見かけても一向にショックを感じない、むしろ現代の一般化した性的乱れのほうがショックだと述べる⁷⁾。カトリック教会は移民のおかれた困難な状況に

理解をしめし、極右的ディスコースの浸透がうんだ排外的雰囲気懸念をしめしていたが、ドクトレ枢機卿の発言はこうした教会の移民にたいする共感的態度を反映しているだけではなく、公的空間における宗教的表明の新しいルールづくりが必要であると教会が考え、そしてそうした新しい枠組みのなかでイスラムも当然その位置を占めるべきであると教会が判断していたことを示す。第三共和制時代に成立した1905年の政教分離法は世俗主義的共和国と教会が正面衝突していた対立の時代に成立したものであり、共和国側はとりわけカトリック教会の教育界でのヘゲモニーを制限することを第一の目的としていた⁸⁾。そうした対立の時代が終わり、そして宗教がかつてのような強大な影響力を喪失してしまった現代において以前のようなリゴリズムは不要ではないか、政教分離の原則についてあたらしいルールづくりをすべき時ではないか、——こうした必要性はカトリック教会のみならず、プロテスタント教会も、そしてユダヤ教会も感じていた⁹⁾。イスラムのスカーフ問題が政教分離のリゴリスト的解釈への逆行をもたらしたくないか、これが諸教会のもっとも大きな懸念だった。

一方、移民のフランス社会への統合をめざす運動を展開していた二つの組織もこの問題にかんして対照的な態度を示す。アルジェリア出身の知識人ダマーニが主宰し、移民二世への有権者登録運動を通じて移民出身者のフランス社会統合を実現する運動を行っていたフランス・プリュスは10月15日にコミュニケを発表し、「いかなる場合でも、『相違への権利』というまやかしのスローガンのもとに、学校に混乱や対立をもちこんではならない。信教の自由はすべての自由の根源である。だから、なぜ世俗主義（政教分離）が寛容と自由と民主主義の根幹であり続けなければならないか、その理由をひとびとはよく理解すべきである」と述べ、学校でのスカーフ着用禁止を支持する。一方、ハーレム・デジュールを中心として、国民戦線の排外主義に対立してつくられたSOSラシズムは、これとは対照的に、世俗主義の名の下に生徒が学校から排除されることへの懸念をより強く表明する。SOSラシズムはスカーフ着用者に対して穏健な態度を示すことを学校側に要請する。かれらは学校から排除されることによってイスラムを信奉する人々が孤立し、フランス社会の中で閉鎖された小社会を形成することを恐れたのである¹⁰⁾。

この問題をめぐってはフランスのイスラム組織の対応にもおおきな差がみられた。女生徒たちがスカーフ着用を継続するにあたってフランスイスラム教徒全国連盟(FNMF)の影響力がはたらいたと言われているが、FNMFはフランスのイスラムをなかば公式に代表すると言えるバリのモスクと対立する組織で、近代社会を拒否して、フランスにおいても正統なイスラム信仰を保持しようとする人々の集合であった。かれらはフランスにおけるイスラムの位置づけをアメリカモデルで考えていた。つまりイスラムがある程度閉鎖的・自律的なひとつの共同体を形成し、それがフランスの中で他の同様に自律的な共同体と併存していくという「共同体主義」的モデルである。

それに対して、パリのモスクはフランスに適合したイスラム信仰を模索し、また国家との関係においてもイスラムが全体としてではなく、イスラム信仰をもつそれぞれが個人として社会と関係をもつという個人的統合をめざしていた¹¹⁾。

【政府の対応】

政権与党である社会党内部でも意見は完全に対立した。防衛大臣シュヴェーヌマンは「世俗主義なしに移民のフランス社会への統合は不可能である」と述べ、政教分離の原則を厳格に遵守することを主張し、元首相で当時社会党書記長であったピエール・モロワも同様の意見を表明する¹²⁾。当初、社会党内部ではこうした厳格主義的意見が大勢をしめていたが、そうした中で文部大臣リオネル・ジョスパンは10月25日の国会答弁、そしてその翌日発表されたヌーヴェル・オブセルヴァトゥール誌でのインタビューで政府の方針を説明する。その要点は、1) 公立学校では宗教的な印を着用してはならない、2) しかし宗教的な印の着用だけで生徒を学校から排除することがあってはならない、3) ただし生徒が学校で宗教的宣伝をおこなう場合は懲罰の対象になるし、4) また教科内容の一部を拒否することも許されない、というものであった¹³⁾。これにたいして左翼の側から文部大臣の妥協的態度を批判する声が多くあがったが、中でもエリザベート・バダンテール、レジス・ドブレ、アラン・フィンケルクロート等五人の知識人が同じヌーヴェル・オブセルヴァトゥール誌の翌週の号に文部大臣への抗議のための公開状を発表し、そこで大臣の態度をチェンパレンがナチスに妥協したミュンヘン会議に比し、「教育とは民族的出自とは独立して、生徒が自分自身の頭で考えることを学ぶ場所である」という世俗主義的原則には一点の妥協も許されず、文部大臣の行為は公教育の使命にたいする裏切りだと批判した。

論争が一向に収まらないのをみたジョスパンは11月4日、コミュニケを発表して10月25日の原則を再確認した上で、この問題をイデオロギーを離れて純法理的に解決する意志を表明し、現行法規・政令から判断して宗教的印を着用した生徒を学校に受け入れることが可か否か、フランスの行政裁判所の最高機関である国務院に対して諮問することを決定する¹⁴⁾。国務院の見解は11月27日に発表されるが、それは宗教的印の着用それ自体は公立学校における世俗性の原理にたいする違反を意味しないが、しかし場合によってはそうしたものの着用を学校は独自の判断で禁止できるというものであった。禁止できる場合というのは、それが他の生徒へ着用を強制する圧力になる場合とか、学校側に対する挑発的な意味が込められている、宗教的勧誘やプロパガンダ、教育現場を混乱させるなどである¹⁵⁾。この規定はスカーフの着用を原則的にめとめながらも、同時に学校に大きな裁量権をあたえている。しかし、学校側の処置に対して不満があれば、生徒も行政裁判所に訴えることができる。そして実際に、この後

も、スカーフ問題にかんして頻繁に行政訴訟がおこなわれることになるだろう。

【争点】

文部大臣のジョスパンはこの問題をきわめてプラグマチックにとらえており、これがイデオロギー的対立の争点になることを警戒し、問題を早期に沈静化することをめざしていたように見える。実際、たった数人の女生徒のスカーフ着用がフランスの公教育を危機に陥れるなどということはあるえない、それよりフランス的文化の移民統合力に信頼をよせる方がよい、スカーフ着用者も公教育をうけることでやがて近代的な世界観をもつようになる、だからこうした問題について硬直的な原則論によってイスラムの人々を排除すると、かえってフランス社会の中に孤立したイスラム共同体をつくりあげる結果になってしまうし、またそうした原則論は結局、移民排斥的な極右を利するだけだ——こんなふうにこの問題を感じていた人々は多かった。

それに対してこれがフランスにとって軽視できない深刻な問題であり、スカーフ着用にかんして一切の妥協をすべきではないと考えた人々も多かったことはすでに述べたとおりだが、こうした主張が拠って立つ論拠は多様である。そうした多様な論拠を単純に図式化すれば、そして1987年の国籍法論争の際に頻繁にひきあいだされたルナンの用語をかりて言えば、一方には民族的(ethnographique)な国民観をもち、それ故にスカーフ事件がフランスの国民的アイデンティティを脅威に危機に陥れると考える人々がいる。その極にはもちろん極右「国民戦線」的な人種主義思想があるが、そこまでいかなくてもフランスという国のアイデンティティの根拠を伝統・文化・宗教に(必ずしも自覚的にでなくても、漠然と)置き、イスラム的なものの顕在化に不安と嫌悪感を感じる広汎な人々がいる。そうした人々の漠然とした反発が、スカーフ事件が起こる以前にも、各地におけるモスク建設反対運動や自治体による建設受け入れ拒否をもたらしていたのである。直後におこったドルーの補選における国民戦線候補圧勝にみられるように、おそらく政治的に重要な要素になるのはそうした層であろうが、このスカーフ事件にかんして言論界をにぎわせたのはむしろもうひとつの種類の反対論であった。それはスカーフ事件が、まさしく第一の論拠が前提とするような文化的アイデンティティにもとづく国民観を助長し、相互理解を断念した小共同体が並立する「共同体主義的社会」を将来してしまうという危機をもつ人々の主張であった。その典型がヌーヴェル・オブセルヴァトゥールに発表された五知識人によるアピールである。アピールは文部大臣を多文化主義の信奉者とみなし、つぎのように批判する。

「あなたは相違への権利を大事に思っているようですが、相違への権利も、相違から相違する権利と結びつかない限り本当の意味での自由とは言え

ません。そうでなければそれは単なる異にすぎず、さらには隷属状態にしかすぎないのです¹⁶⁾。」

個人が文化的出自によって規定される、あるいはそうした形の自己規定を容認する——五知識人アピールが拒否するのはそうした個別主義、文化的相対主義である。公教育が育成すべきなのはまさしくそうした文化的出自を啓蒙の普遍的理性によって相対化できる個人なのであり、文化的帰属の顯示を容認することはそうした公教育の使命を放棄することに他ならない。

五人の知識人の一人アラン・フィンケルクロートはル・モンド紙にも意見記事¹⁷⁾を執筆しており、そこでこの問題にかんする諸宗教の一致した容認姿勢を「宗教連合」と形容し、この事件にかんして「神の兵士たちが文化的アイデンティティの信奉者と連合を結んだ」と批判する。かれはさらに「相違への権利」や多文化主義をあらたなる「種族主義」に他ならないと断じる。こうした主張は1987年にかれが発表した著書『思考の敗北¹⁸⁾』における多文化主義批判の延長である。かれはそこでレヴィ＝ストロースの自文化中心主義にまでさかのぼって文化的相対主義批判を徹底的な形で展開している。フィンケルクロートによれば文化的帰属の尊重は人間を無意識的なものに従属させることであり、人間の思考の自由を否定するもの、「思考の敗北」に他ならないのである。

五知識人アピールやその他のスカーフ絶対否定派の発想の根源には「共同体主義的社会」拒絶があるが、しかしハーレム・デジュールやジョスパンなどスカーフ容認派の論拠も実はそれと同一であった。つまり公教育から排除されることによってイスラムが孤立した社会を形成することを恐れ、それよりも公教育による統合力に信頼することを選択しようとしたのであって、五知識人アピールが示唆するように「相違への権利」を全面にだしたスカーフ容認では決してなかったのである¹⁹⁾。

しかしハーレム・デジュールのようなスカーフ容認派がフィンケルクロートをはじめとするスカーフ絶対否定派と異なる点があるとすれば、それは「相違への権利」の積極的な主張というよりもむしろ共和主義的原理や啓蒙思想的普遍主義がしばしば無自覚に混入させてしまう偏狭な意味での自文化中心主義への警戒心であろう。ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール誌でのインタビューでハーレム・デジュールは五知識人アピールに参加したレジス・ドブレのある記事に言及しながら、「わたしはドブレが擁護しようとしている共和国の理念が実はたんに彼流に解釈されたフランス的アイデンティティ²⁰⁾にすぎないのではないかと懸念しています。現在、われわれは左翼ナショナリズムの復活にたちあっているのです。それはモレが首相だった植民地時代のあのひどい時代を思い出させるものです。現在、このグループは共和主義的というより同化主義的立場をとっているのです」と述べている²¹⁾。

チェ・ゲバラと行動をともにし、第三世界主義の闘士であったレジス・ドブレを植

民地主義的自文化中心主義者とするのは論争につきものの言葉のインフレーションであろう。またフィンケルクロートはゴンプロヴィッツの「フランス的なものとはフランス的なものを超越する運動である」というフランス礼賛の言葉を誇り高く引用しているが²²⁾、このような彼の立場を偏狭なナショナリズムと同一視することは不可能である。それどころかフィンケルクロートはナショナルなもの、つまり個別的なものへの安直な依拠が「思考の敗北」をうみだすとし、普遍主義的・啓蒙主義的理性への回帰を訴えるのである。しかしそれにもかかわらず、他に適切な言葉がないのでハーレム・デジールの言葉を借りて「左翼ナショナリズム」と呼ぶ他ない思想潮流がフランスの左翼思想家の中で文化的多元主義に対抗して形成され、そうした潮流が世界のグローバル化の中で拡散しがちな国家イメージを懸命に再構築しようとしていることは事実であるように思われる。文化的多様性に寛容な人々からはかれらは「ナショナリスト」とみられ、そして彼ら自身は文化的多様性を容認する人々をあらたな「種族主義」の擁護者と考える。この対立は旧来の左右の対立以上に深刻で根源的な対立と言えるかもしれない。

【十一年後——結論にかえて】

このスカーフ事件をきっかけとして移民のフランス社会統合のための具体的な施策を検討し政府に提言するための「統合高等委員会」が創設された。この統合高等委員会が2000年11月に『フランスにおけるイスラム²³⁾』という大部の報告書を政府に提出した。この報告書はフランスにはイスラム教徒が四百万人おり、カトリックについてフランス第二の宗教であるにもかかわらず、その信仰実践の実態にこれまでフランスが関心をもたなかったことに反省を示し、モスクの不足や食品にかんする宗教的慣習などにかんしてイスラム教徒が信仰を実践するのに多大な困難を感じている実状を明らかにし、それを解決するための具体的な提言を行っている。そうした提言の細部の検討は今はおくとして、ここではスカーフ着用問題にかんする委員会の見解をみてみよう。報告書は4-4-1「保証すべき権利」で次のように述べている。

上記のとおり、各児童はその宗教的帰属を表明する可能性を保証されるべきである。ただしそれには三つの制限がある。1) 学校の秩序を混乱させないこと、2) 学校の義務は遵守すること、3) 宗教の勧誘にはならないこと。

こうした観点から、法律改正が行われなかぎり、当委員会の大多数は国務院によって定義された法的枠組みを尊重することが必要であると考え。上に記載された条件の範囲内であるにもかかわらず特定の宗教的印の着用を全面的に禁ずることは法秩序にたいする無知のなせるわざである。

実際、学校における宗教的中立性とはある宗教への帰属や信仰の支持の表明

を一切させないということを意味しているのではなく、逆に、すべての児童に対して学校組織の保護を等しく保証することを意味している²⁴⁾。

統合高等委員会は1989年のスカーフ問題に対する最終的な結論といえよう。それは「世俗性」を宗教色の排除という形で定義せず、むしろすべての宗教的立場（無神論も含め）の等しい保護という形でとらえるものである。無色の中立性ではなく、差異の共存。委員会のこの答申は、ジョスパンのプラグマティックな解決策がもっとも妥当な対応であったことを十一年後になって追認したことになるだろう。しかしそれはこの問題にかんしてフランスで完全なコンセンサスが成立したということの意味しない。実際、この報告書自体にも記されていることだが、報告書の作成には激しい議論があり、最終的に委員の一人で人口学者のミシェル・トリバラが報告書全体について異議をとなえ、さらに辞任さえている²⁵⁾。論争は進行中であると言わざるをえないだろう。

スカーフとは「他者」の象徴である。異質なものをどこまで受け入れてもフランスはフランスであり続けるか。もちろんこの問題を問うためにはまずフランスとはなにかという問題に予め答えが与えられていなければならない。スカーフ事件が大事件となったのはそのような根源的な問題につながる事件であったからである。だからそれはこれからフランスに自己の存在について自問するよう促しつづけるであろう。

註

- 1) 実は学校におけるスカーフ着用という現象は1989年にとつぜんおこったわけではなく、1985年くらいから問題は発生していた。1989年のクレイユの事件はそれが顕在化して、一大社会問題となるきっかけとなったものである。またマスコミがこの問題をとりあげることでスカーフ着用問題は他の学校にも飛び火し、大学やさらには小学校でもスカーフ着用をするものがあらわれ、学校との軋轢のもととなった。またスカーフ着用はイスラム生徒の宗教を理由にした一連の行動の集約的象徴的表現と理解していただきたい。問題はスカーフ着用にとどまらず、水泳などの授業の拒否や、さらにはイスラムの教えに合致しないという理由で哲学の授業の拒否などの行動がおこされる場合もある。
- 2) もちろん、社会党もこうした風潮と無関係にはいられない。宮沢喬によれば1984年頃から「相違への権利」という言葉は社会党政権担当者の言葉から急に消滅してしまう（『ヨーロッパ社会の試練』東京大学出版会、1997、p. 166）。
- 3) *Le Monde*, le 21 oct. 1989, page 1, article signé par Robert Sole.
- 4) *Le Monde*, le 24 oct. 1989, page 17.
- 5) *ibid.*
- 6) *ibid.*
- 7) *Le Monde*, le 23 oct. 1989, p. 16.
- 8) cf. l'article de Henri Tincq, *Le Monde*, le 24 oct. 1989, p. 16.

- 9) ユダヤ教会にかんしてはとりわけ安息日（土曜日）の登校という問題が懸案だった。フランスの大ラビであるジョゼフ・シトリュクはル・モンドでのインタビューで、学校における宗教的表現と政教分離について再考する必要がある、宗教的印の着用は別段学校運営に重大な問題をひきおこすわけではない、スカーフ着用は女性抑圧を意味しているわけではないと述べ、全面的に生徒側への支持を表明している（*Le Monde*, le 11 nov. 1989, p. 15）。
- 10) *Le Monde*, le 17 oct. 1989, p. 15.
- 11) *Le Monde*, le 8 nov. 1989, p. 13. スカーフ問題にかんするモスクの穏健な態度については *Le Monde*, le 24 oct. 1989.
- 12) *Le Monde*, le 24 oct. 1989, p. 17.
- 13) *Le Nouvel Observateur*, numéro 1303, du 26 oct. au 1er nov. 1989, p. 38.
- 14) *Le Monde*, le 6 nov. 1989, p. 1.
- 15) *Le Monde*, le 29 nov. 1989, p. 13.
- 16) *ibid.*, numéro 1304, du 2 au 8 nov. 1989, p. 30.
- 17) *Le Monde*, le 25 oct. 1989, p. 2.
- 18) *La Défaite de la pensée*, Gallimard, 1987.
- 19) 「共同体主義の否定」という点にかんしてはフランス政界においては、おそらくは対極的な意味で「多文化主義者」である極右「国民戦線」をのぞき、左右をとわずすべての政党にかんしてコンセンサスがある態度と言えるだろう。
- 20) 「アイデンティティ」という言葉はこのような文脈において「民族的（ethnographique）な国民観」を含意していると考えてよい。
- 21) *Le Nouvel Observateur*, numéro 1310, du 14 au 20 déc. 1989, p. 48.
- 22) Finkielkraut, *op. cit.*, p. 138.
- 23) Haut Conseil à l'Intégration, *L'Islam dans la République*, Novembre 2000. この全文は2001年1月現在、Documentations Françaises のサイトで閲覧・入手可能である。
- 24) *Op. cit.* p. 73.
- 25) *Le Monde*, le 15 déc.